

横浜市立山元小学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月1日

第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

2 いじめ防止にむけた方針

- （1）子どものいじめを防止するために、学校・地域・家庭が一体となり、いじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

☆学校として

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②いじめは、どのクラスにも、どの子にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ③いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

☆保護者として

- ①どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめに加担しないよう指導に努める。
- ②子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。

☆子どもとして

- ①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

第2章 いじめ防止等のために山元小学校が実施する施策

1 「山元小学校いじめ防止対策委員会」の設置

学校は、校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭・人権担当教諭より構成される「山元小学校いじめ防止対策委員会」（以下「いじめ防止対策委員会」）を設置する。また、必要に応じて外部専門家と連携を図る。

2 いじめ防止対策委員会の取組

(1) 未然防止に関すること

- ・新年度職員研修(4月)において、学校経営方針、児童指導方針を全教職員で共通理解する。また、全教育活動を通して学校の約束(「山元のきまり」)を全校児童に周知し、規律ある生活ができるように指導する。
- ・校内重点研究を通して、子どもの考えを生かすことに意を用いた魅力ある授業づくりにつとめ、自ら問題を持ち、意欲的に学び続ける子どもを育てる。
- ・「挨拶」の大切さを認識し、お互いに(子ども、教職員共に)積極的な挨拶が交わされるような学校になるよう努める。
- ・清掃指導に積極的に取り組み、そのなかでも「黙働」による清掃ができるように努める。
- ・地域の活動に積極的に取り組む子を育成していくなかで、山元のまちを大切に、山元に生きる子を育てる。
- ・お互いに「よいところ」を見ることができるとともに子どもの育成に努める。また、自らの存在のかけがえのなさを実感できるようにして、「自己有用感」を育てていく。
- ・いじめに関する相談を行う体制として前述の「山元小いじめ対策防止委員会」があることや、管理職・児童支援専任・養護教諭などの学校職員あるいは学校カウンセラーがいることを児童及び家庭に周知し、その活用を促すようにする。

(2) 早期発見に関すること

- ・毎朝行われる「主幹会議」の時間に、先日に起きた事案や対応の確認、いじめの有無の確認、情報共有をする。
- ・毎週火曜日に行われる「児童指導」の時間に(メンターの活動が入る週は除く)、全職員で気になる子どもの言動、行動については共通理解をもつ。
- ・年間2回の「いじめに関するアンケート」(いじめ解決一斉キャンペーンを含む)を実施し、実態の把握と早期発見に努める。
- ・毎月末に、「山元小いじめ対策防止委員会」定例会を行い、その月のいじめの認知件数や内容を再度確認し、

(3) 対応について

いじめが疑われる情報が入ったときは、「いじめ防止対策委員会」を招集し、それを踏まえ

正確な事実把握に基づいた迅速な対応を実施する。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、直ちに教育委員会へ報告する。「山元小いじめ防止対策委員会」を中核にして、迅速に対応するとともに再発防止に視点をあてた「調査」を実施する。その結果は教育委員会へ報告する。いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

第4章

1 その他

必要が認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。

- 子どもが自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

また、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたときも重大事態と判断される。ただし、日数だけでなく、子どもの状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

子どもや保護者から、「いじめられている重大事態にある」という申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

2 報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告する。

3 調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

4 子ども・保護者への報告

いじめを受けた子どもや保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。